横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱

制　　定　令和７年４月１日　都　防　第 1746 号（局長決裁）

（目的及び通則）

第１条　この要綱は、地震時の火災による延焼の危険性が高い地域における建築物の開口部からの延焼時間を遅らせ、建築物の延焼による人命被害を最小限に抑えること及び住宅の脱炭素化に向けた断熱性能の高い住宅の普及を図るため、事業を行う者に対し、市がこれに要する費用の一部を補助することに関し、必要な事項を定め、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

２　補助金の交付にあたっては、次に掲げる法令及び関係規定のほか、この要綱に定めるところによる。

(1)　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）

(2)　国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第９号）

(3)　社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年３月 26 日国官会第 2317 号通知）

(4)　横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　防火設備　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第２条第９の２号ロ及び同法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 109 条の２に規定する防火設備

(2)　建築物開口部不燃化等改修事業　住宅の用に供する建築物の外壁の開口部のうち、一以上の開口部について次に掲げるアかつイの工事を行う事業をいう。

ア　防火設備へ改修を行う工事。ただし、換気等のため一時的に開閉する場合を除き、常時開口部を覆うものとして使用されるとは限らない雨戸又はシャッター等の防火設備へ改修を行う工事を除く。

イ　Ｕ値（熱貫流率）＝2.3 以下の断熱性能を有するよう改修を行う工事

(3)　関係権利者　この要綱による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）以外の建築物開口部不燃化等改修事業を行う建築物の所有者等をいう。

(4)　市内事業者　横浜市契約規則(昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号)第 7 条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体をいう。

(5)　住宅　人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）　をいう。

(6)　中小企業者　中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項第１号から第４号までの規定に該当するものをいう。

(7)　重点対策地域　横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成 26 年 12 月横浜市条例第 75 号。以下「不燃化推進条例」という。）第５条第１項の規定によ

り指定された地域（不燃化推進地域）をいう。

(8)　はつり工法　既存窓のガラスおよび窓枠を取り外し、新たな窓枠を取り付け、複層ガラス等に交換する工事をいう。なお、ドアについては、既存ドアを枠ごと取り外し、新たな枠を取り付け、ドアを交換する工事をいう。

(9)　カバー工法　既存窓のガラスを取り外し、既存窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス等に交換する工事をいう。なお、ドアについては、既存ドアについて枠を残して取り除き、既存枠の上から新たな枠を取り付け、ドアを交換する工事をいう。

（補助の対象地区）

第３条　補助の対象となる地区は、横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱（平成 26 年３月 31 日都地ま第 2674 号）第３条に規定する地区とする。

（補助対象事業）

第４条　補助の対象事業は、次条に定める要件を満たす建築物において行われる建築物開口部不燃化等改修事業とする。

（補助の対象建築物及び要件）

第５条 補助の対象となる建築物は、別表１に掲げるものとする。

２ 補助対象事業は、別表２に掲げる要件を全て満たすものとする。

３ 前２項の規定にかかわらず、別表３に掲げる建築物に該当する場合は、補助の対象としない。

（補助の対象者）

第６条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、建築物開口部不燃化等改修事業を行う建築物の所有者又は建築物の所有者の承諾を受けた者とする。

２　補助対象者のうち申請者となる者は、市税の滞納がないことを要件とする。

（補助の対象となる工事契約）

第７条　申請者は、第９条に基づく見積書を徴収した事業者の中から１者を選定し、契約しなければならない。

（補助金の額の算出方法）

第８条　補助金の額は、予算の範囲内で、別表４に掲げる補助対象となる費用の額により算出した額以内とする。

２　補助金の額は、一の建築物につき別表５に掲げる額を限度とする。

３　補助金の額の算出内訳は、別表６のとおりとする。

４　中小企業者等が申請者である場合は、補助対象事業に係る工事の費用のうち消費税相当額は、補助対象額に含めることができない。

（見積書の徴収）

第９条　申請者は、補助対象事業に係る工事について、複数の市内事業者から見積書の徴収を行わ

なければならない。ただし、補助対象事業に係る工事の費用が別表７に定める額未満の額である場合は市内事業者に限定しないこととする。

（補助金交付申請）

第 10 条　申請者は、補助金交付申請書（第１号様式）に別表８に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　申請者は、次条第１項の規定による補助金交付決定を受ける前に、第７条に規定する補助対象となる費用に係る契約の締結をしてはならない。

３　一の建築物において異なる開口部を対象に建築物開口部不燃化等改修事業を複数回に分けて行う場合は、各事業に対して補助金の交付の申請を行うことができることとする。ただし、２回目以降の申請は、前回の申請により補助金の交付を受けた年度の翌年度以降に限ることとし、その補助上限額は、第８条第２項に規定する額からそれまでに交付された補助額を差し引いた金額とする。

４　関係権利者がいる場合は、関係権利者承諾書（第４号様式）を添付しなければならない。

５　法人による申請の場合は、中小企業者等申告書（第５号様式）を添付しなければならない。

（補助金交付決定）

第 11 条　市長は、前条第１項に規定する申請があったときは、当該申請内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定通知書（第６号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による補助金交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

３　市長は、第１項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、補助金不交付決定通知書（第７号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。

４　市長は、前条第１項に規定する補助金交付申請があった日の翌日から起算して 90 日が経過しても、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないことを決定し、補助金不交付決定通知書（第７号様式）をもって当該申請者に通知することができる。

(1)　当該申請に係る書類等に不備又は不整合がある場合

(2)　当該申請に係る申請者が補助対象者であること、当該申請に係る建築物が補助の対象であること又は当該申請に係る費用が適正であることが、申請者から提出された書類等により確認できない場合

５　第３項又は第４項に規定する通知を受けた申請者が改めてこの要綱の規定による補助金の交付を受け、建築物開口部不燃化等改修事業を実施しようとする場合は、前条第１項に規定する補助金交付申請を再度行わなければならない。

（補助金交付申請の内容変更）

第 12 条　申請者は、前条第１項の規定による補助金交付決定を受けた後、第 10 条第１項の規定による補助金交付申請の内容に変更が生じる場合は、速やかに補助金交付変更申請書（第８号様式）に変更に係る別表８に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　申請者は、変更内容に第４条に規定する建築物開口部不燃化等改修事業に係る契約予定業者の

変更が含まれる場合、次項の規定による補助金交付変更決定を受ける前に、契約予定業者を変更する契約の締結をしてはならない。

3　市長は、第１項に規定する申請があったときは、当該申請内容を審査し、補助金の交付の変更を認めた場合は、補助金交付変更決定通知書（第９号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。

4　市長は、前項の規定により補助金の交付の変更を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

5　市長は、第３項に規定する審査等を行い、補助金の交付の変更を認めないときは、補助金変更不交付決定通知書（第 10 号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。

6　第１項の規定による補助金交付変更申請の変更内容により、第７条の規定により行った建築物開口部不燃化等改修事業に係る契約に変更が必要な場合は、当該変更申請に係る補助金交付変更決定通知を受けた後、申請者は、速やかに施工事業者と建築物開口部不燃化等改修事業に係る変更契約を締結しなければならない。

（取下げ・取止め）

第 13 条　申請者は、第 10 条第１項の規定による補助金交付申請を行った後、かつ、第 11 条第１項の規定による補助金交付決定を受ける前に、補助金交付申請を取り下げるときは、速やかに補助金交付申請取下げ届（第 11 号様式）を市長に提出しなければならない。

2　申請者は、第 11 条第１項の規定による補助金交付決定を受けた後に、補助金交付申請を取り止めるときは、補助金交付申請取止め届（第 12 号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告及び補助金の額の確定）

第 14 条　申請者は、第 11 条第１項の規定による補助金交付決定又は第 12 条第３項の規定による補助金交付変更決定を受けた建築物開口部不燃化等改修事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書（第 13 号様式）に別表９に掲げる必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2　申請者は、第 11 条第１項の規定による補助金交付決定及び第 12 条第３項の規定による補助金交付変更決定を受けた年度の２月末日までに、前項に規定する実績報告を行わなければならない。

3　市長は、第１項に規定する実績報告を受けたときは、当該報告の内容を審査し、当該報告の内容が適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、申請者に対して補助金額確定通知書（第 15 号様式）をもって通知するものとする。

4　市長は、第１項に規定する実績報告を受けた場合において、当該建築物開口部不燃化等改修事業の成果が、第 11 条第１項に規定する補助金交付決定若しくは第 12 条第３項に規定する補助金交付変更決定の内容又は当該決定に付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置を講じるよう申請者に指示することができる。

（補助金の交付時期及び請求）

第 15 条　補助金は、補助金規則第 17 条の規定により、前条第３項の規定による補助金額の確定の後に交付するものとする。

2　前条第３項の規定により補助金額の確定の通知を受けた申請者は、補助金交付請求書（第 16 号様式）に補助金額確定通知書（第 15 号様式）の写しを添付することにより、市長に対し、補

助金の請求を行うものとする。

3　市長は、第２項に規定する補助金交付請求書（第 16 号様式）を受理したときは、当該請求の内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第 16 条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 11 条第１項に規定する補助金交付決定及び第 12 条第３項に規定する補助金交付変更決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　申請者が、虚偽の申請その他の不正な行為を行ったとき。

(2)　申請者が、補助金を交付の目的以外に使用しようとしたとき。

(3)　申請者が、第 11 条第１項に規定する補助金交付決定若しくは第 12 条第３項に規定する補助金交付変更決定の内容又は当該決定に付した条件に対して違反し、かつ、第 14 条第４項に規定する適合のための市長の指示に応じないとき。

(4)　申請者が、第 14 条第１項に規定する実績報告を同条第２項に規定する期日までに行わないとき。

(5)　申請者が、この要綱の規定に違反したとき。

(6)　その他この要綱に規定する市長の指示に従わない等市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2　市長は、前項の規定により、第 11 条第１項に規定する補助金交付決定及び第 12 条第３項に規定する補助金交付変更決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消通知及び返還請求書（第 17 号様式）により申請者に通知することとする。

（補助金の返還）

第 17 条　市長は、前条第１項の規定により補助金交付決定又は補助金交付変更決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めて、補助金交付決定取消通知及び返還請求書（第 17 号様式）により当該補助金の交付を受けた者にその返還を命ずるものとする。

（指示又は助言）

第 18 条　市長は、建築物開口部不燃化等改修事業の適正な遂行を確保するため、申請者に対し必要な措置を指示し、又は必要な助言等を行うことができる。

（調査及び遂行指示）

第 19 条　申請者は、この要綱による補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければならない。

2　市長は、前項に規定する調査の結果、第 11 条第１項に規定する補助金交付決定若しくは第 12 条第３項に規定する補助金交付変更決定の内容又は当該決定に付した条件に従って建築物開口部不燃化等改修事業が適正に遂行されていないと認めた場合は、是正のための措置を講じ、かつ、適正に遂行するよう申請者に指示することができる。

（財産処分の制限）

第20条　第15条第３項に規定する補助金の交付を受けて建築物開口部不燃化等改修事業を行った建築物の所有者は、当該補助金の交付を受けてから 10 年以上、当該補助の対象となった部分を除却せず適切に維持管理しなければならない。ただし、やむを得ず当該建築物の部分を修繕又は改変する場合は、当該者はあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（補助事業の帳簿等の作成及び保管）

第21条　第15条第３項に規定する補助金の交付を受けて建築物開口部不燃化等改修事業を行った建築物の所有者は、当該補助金に係る収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、当該補助金の交付を受けてから 10 年以上、これを保管するものとする。

（建築物の所有者等への通知）

第 22 条 市長は、第 15 条第３項に規定する補助金の交付を受けて建築物開口部不燃化等改修事業を行った部分について、当該建築物の所有者又は所有者から承諾を受けた者に対して当該補助金を交付済みであること、当該補助金額、当該補助金の交付を受けて建築物開口部不燃化等改修事業を行った建築物の部分の位置を通知することができる。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第５条第１項関係）補助対象となる建築物

補助対象となる建築物	住宅で、次の全てに該当するものとする。 ア　建築物の敷地が防火地域若しくは準防火地域のいずれにも該当しない地域又は準防火地域にある建築物で、要件を全て満たすもの（建築物の敷地の一部が防火地域である場合を除く。） （ア）　地階を除く階数 ２以下 （イ）　延べ面積 500平方メートル未満 イ　平成27年６月30日以前に建築基準法に基づく確認済証の交付を受け着工した建築物

別表２（第５条第２項関係）補助の要件

建築物の権利形態	次の全てを満たすこと。 ア　個人所有のもの又は中小企業者等の所有のものであること。 イ　共有者などの関係権利者がいる場合は、関係権利者の全員の同意が得られていること。
事業の要件	次の全てを満たすこと。 ア　建築物の外壁の開口部において１箇所以上、（ア）に掲げるいずれかの工法で（イ）の性能をいずれも満たす開口部へ改修する工事を行う事業 （ア）工法 ・はつり工法 ・カバー工法 （イ）性能 ・建築基準法施行令第109条の２に規定する技術的基準を満たす性能 ・Ｕ値（熱貫流率）＝2.3以下の断熱性能 イ　本補助金以外に国又は地方公共団体等から交付される補助金等（原資に国費又は市費等を含むものに限る。）の交付を受けずに行う事業

別表３（第５条第３項関係）補助対象とならない建築物

次のいずれかに該当する場合 ア　仮設建築物 イ　附属建築物　（市長がやむを得ないと認めたものを除く。） ウ　都市計画道路区域内の建築物又は区域内の建築物の部分 エ　国又は地方公共団体等から他の補助金を利用した改修工事（建築物開口部不燃化等改修事業の対象となる部分を含む工事に限る。）又は新築工事の実施後10年を経過していない建築物 オ　横浜市から建築基準法及び建築基準法関係規定に基づく違反指導又は命令を受けている建築物

別表４（第８条第１項関係）補助金の額の算出方法

補助金の額	建築物開口部不燃化等改修事業に要する費用の額に次に掲げる割合を乗じて得た額	
	(1)重点対策地域	3/4
	(2)上記以外の補助対象地区	2/3

別表５（第８条第２項関係）補助金の上限額

上限額	100 万円

別表６（第８条第３項関係）補助金額の算出内訳

区分		金額
①	建築物開口部不燃化等改修費用 ※１	円
②	補助対象額 ①　×　補助率　※２・※３・※４	円
③	過去の建築物開口部不燃化等改修事業の補助金額の合計額	円
④	補助金上限額 1,000,000 円　－　③	円
⑤	補助金申請額　※５	円

※１　２人以上の事業者から徴収した見積書のうち、最も安価な見積書の金額
※２　補助率　重点対策地域：3/4、その他の補助対象地区：2/3
※３　千円未満切り捨て
※４　申請者が中小企業者等の場合は、消費税相当額は、補助対象額に含めない。
※５　②と④のうち低い方の額

別表７（第９条関係）見積書の徴収を市内事業者に限定しない補助対象事業に係る工事の費用の額

補助対象事業に係る工事の費用の額（※１）	100 万円

（※１）消費税相当額を含む。

別表８（第 10 条第１項関係）補助金交付申請書の添付書類

	添付書類
1	納税状況等調査同意書（第２号様式又は第３号様式）
2	関係権利者承諾書（第４号様式）
3	案内図・区域図
4	建築物等の権利関係を明らかにする書類
5	建築物の建築年月を明らかにする書類
6	工事場所、工法及び開口部の製品名を示した建築物の平面図及び立面図
7	施工予定の製品の形状、規格、性能等が分かる書類
8	新設する防火設備が国土交通大臣による認定の場合は認定証の写し
9	現況写真
10	見積書（写し）
11	見積提出事業者が市内事業者であることを証する書類
12	その他市長が必要と認める書類

別表９（第 14 条第１項関係）完了実績報告書の添付書類

	添付書類
1	契約書等（写し）
2	領収書等（写し）
3	施工証明書〔第14号様式（工事場所、工法及び開口部の製品名を示した建築物の平面図及び立面図を含む。）〕
4	工事完了が確認できる写真
5	その他市長が必要と認める書類

第１号様式 第１面（第 10 条第１項関係）

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業
補　助　金　交　付　申　請　書

年　　月　　日

（申請先）
横　浜　市　長

〒
申請者　　住　所

ふりがな
氏　名
電　話

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号）及び横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱を遵守します。

添付書類

（１）納税状況等調査同意書（第２号様式又は第３号様式）
（２）関係権利者承諾書（第４号様式）
（３）案内図・区域図
（４）建築物等の権利関係を明らかにする書類
（５）建築物の建築年月を明らかにする書類
（６）工事場所、工法及び開口部の製品名を示した建築物の平面図及び立面図
（７）施工予定の製品の形状、規格、性能等が分かる書類
（８）新設する防火設備が国土交通大臣による認定の場合は認定証の写し
（９）現況写真
(10) 見積書（写し）
(11) 見積提出事業者が市内事業者であることを証する書類（工事費が 100 万円未満の場合は不要）
(12) その他市長が必要と認める書類

第１号様式 第２面（第 10 条第１項関係）

１　補助対象建築物

建築物所在	横浜市　　区
所　有　者	
地　　域	□ 防火地域　□ 準防火地域　□ その他の地域
階　　数	□ ２階建て以下　□ ３階建て以上
延 床 面 積	□ 500 ㎡未満　□ 500 ㎡以上
用　　途	□ 一戸建ての住宅　□共同住宅　□長屋　□寄宿舎 □ その他（　　）
建築年月日	（明治　大正　昭和　平成）　年　月　日

２　建築物開口部不燃化等改修事業を行う開口部の位置及び工法

□	工事場所、工法及び開口部の製品名を示した建築物の平面図及び立面図に記載のとおり
□	当該事業の補助対象以外の開口部については、他の補助制度を活用して別紙のとおりに改修を行います（詳細を添付）。

３　契約予定業者

商号又は名称	
代表者　役職・氏名	
本社（主たる営業所） の所在地	〒

４　建築物開口部不燃化等改修事業の実施期間

着手年月日	年　月　日（予定）
完了年月日	年　月　日（予定）

第１号様式 第３面（第 10 条第１項関係）

５　建築物開口部不燃化等改修事業に要する費用及び補助金

区分		金額
①	建築物開口部不燃化等改修費用 ※１	円
②	補助対象額 ① × 補助率　※２・※３・※４	円
③	過去の建築物開口部不燃化等改修事業の補助金額の合計額	円
④	補助金上限額 1,000,000 円 － ③	円
⑤	補助金申請額　※５	円

※１　２人以上の事業者から徴収した見積書のうち、最も安価な見積書の金額
※２　補助率　重点対策地域：3/4、その他の補助対象地区：2/3
※３　千円未満切り捨て
※４　申請者が中小企業者等の場合は、消費税相当額は、補助対象額に含めない。
※５　②と④のうち低い方の額

６　他の補助金の利用有無

本申請に記す改修工事を実施する建築物の部分（以下「申請部分」という。）及びその他の部分に対する次の各補助制度の利用の有無は次のとおりです。

申請部分	□	利用する （補助制度名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
	□	利用しない
その他の部分	□	利用する （補助制度名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
	□	利用しない

７　同意事項

□	他補助金の利用履歴及び内容を確認するため、関係事業の利用履歴・申請状況及び申請に係る書類等の内容を、横浜市建築局住宅部住宅政策課及び建築局企画部建築防災課と共有することに同意します。
□	本申請に基づく補助金の交付を受けてから 10 年以上、申請部分を除却せず適切に維持管理します。やむを得ず申請部分を修繕又は改変する場合は、あらかじめ市長の承認を受けて行います。
□	本申請に基づく補助金の交付を受けてから 10 年以上、本申請に係る書類〔申請書類（図面等を含む。）、各種通知書等〕を保管します。
□	本申請に基づく補助金の交付を受けた後、本申請に記す改修工事を実施する建築物の所有者を変更した場合は、市が新たな所有者に対して本申請に基づく補助金を交付済みであることを通知することに同意します。

第２号様式（要綱第 10 条第１項）

納税状況等調査同意書（個人・個人事業主用）

年　　月　　日

（申請先）
横　浜　市　長

〒
申請者（代表者）　住　所
ふりがな
氏　名
生年月日　　年　　月　　日
電　話
（個人事業主の場合のみ）事業者　所在地
名　称

私は、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱に基づき、次の調査を行うことについて同意します。

１　横浜市税のうち、次の税目の納税状況の調査

（１）　市民税
（２）　固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
（３）　固定資産税（償却資産）
（４）　軽自動車税
（５）　特別土地保有税

（注）税目（１）～（５）は延滞金も含みます。

２　不燃化・耐震改修の履歴の調査

対象となる建築物の過去 10 年の「横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業」及び「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」の利用履歴

３　開口部の断熱改修の履歴の調査

対象となる建築物の過去 10 年の「横浜市住まいのエコリノベーション補助制度」の利用履歴

（備考）
１　住所は住民登録上のものを記載すること。
２　生年月日は、西暦で記載すること（個人事業主の場合は、代表者の生年月日を西暦で記載すること。）。
３　個人事業主の場合は、事業者の名称及び所在地を併せて記載すること。

第３号様式（要綱第 10 条第１項）

納 税 状 況 等 調 査 同 意 書（ 法 人 用 ）

年　　月　　日

（申請先）
横　浜　市　長

〒
申請者　本社所在地
法人番号
ふりがな
事業者名
ふりがな
代表者　氏　名
電　話

私は、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱に基づき、次の調査を行うことについて同意します。

１　横浜市税のうち、次の税目の納税状況の調査

（１）　市民税
（２）　固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
（３）　固定資産税（償却資産）
（４）　軽自動車税
（５）　特別土地保有税

（注）税目（１）～（５）は延滞金も含みます。

２　不燃化・耐震改修の履歴の調査

対象となる建築物の過去 10 年の「横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業」及び「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」の利用履歴

３　開口部の断熱改修の履歴の調査

対象となる建築物の過去 10 年の「横浜市住まいのエコリノベーション補助制度」の利用履歴

第４号様式（第 10 条第４項関係）

関係権利者承諾書

年　　月　　日

（申請先）
横　浜　市　長

私は、申請者が、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱に基づき補助の申請及び工事を行うことを承諾します。

１　申請者

住　　所	
氏　　名	

２　建築物開口部不燃化等改修事業を行う建築物

建築物所在	横浜市　　区

３　権利の種類

権利者名	建築物に対する権利の種類
	所有権・その他（　　）
	所有権・その他（　　）
	所有権・その他（　　）
	所有権・その他（　　）

４　承諾者

住　　所	
氏　　名	印

※ 承諾者が個人であり、氏名を自署した場合は、押印を省略することができる。

第５号様式（要綱第 10 条第５項）

中小企業者等申告書

年　　月　　日

（申請先）
横　浜　市　長

〒
申請者又は建築物所有者　住　所

法人名
代表者　氏　名
電　話

私は、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱に基づき、中小企業者等であることを申告します。

□　中小企業基本法第２条に定義される中小企業者

□　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業、その他の業種（卸売業、サービス業、小売業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

□　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

□　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

□　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

□その他

業種・組合の名称　等			
資本金の額又は出資の総額		常時使用する従業員の数	

（注１）該当する項目にチェックを入れること。
（注２）商業・法人登記事項証明書等を添付すること。

第６号様式（第 11 条第１項関係）

都 防 第　　号
年　月　日

（申請者）

様

横浜市長　　印

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業
補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

年　　月　　日の申請については、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱第 11 条第１項の規定に基づき次のとおり交付を決定しましたので、通知します。

１　補助対象建築物及び補助金交付予定額

建築物所在	横浜市　　区
建築物開口部不燃化等改修事業を行う開口部の位置、工法及び製品名	申請書に記載のとおり
補助金交付予定額	円
契約予定業者	

２　条件

３　補助金の交付にあたっての注意

(1) 横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。

(2) この補助金交付決定を受けた年度の２月末日までに完了実績報告書（第 13 号様式）を提出すること。

(3) この補助金交付申請の内容を変更する場合には、要綱に従い、あらかじめ市長の変更決定を受けること。

(4) この補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、要綱第 19 条第１項の規定により、これに協力しなければならない。

第７号様式（第 11 条第３項及び第４項関係）

都 防 第　　号
年　月　日

（申請者）

様

横浜市長　　印

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業
補 助 金 不 交 付 決 定 通 知 書

年　月　日の申請については、次の理由により、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱第 11 条 第３項 第４項 の規定に基づき不交付を決定しましたので、通知します。

建築物所在	横浜市　　区
建築物開口部不燃化等改修事業を行う開口部の位置、工法及び製品名	申請書に記載のとおり
不交付決定をした理由	

第８号様式（第 12 条第１項関係）

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業
補 助 金 交 付 変 更 申 請 書

年　　月　　日

（申請先）
横　浜　市　長

〒
申請者　　住　所

ふりがな
氏　名
電　話

補助金交付決定を受けた申請の内容に変更が生じるため、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業第 12 条第１項の規定に基づき、必要書類を添えて、申請します。

１　補助金交付決定通知書の番号

補助金交付決定(変更決定）通知書番号	年　　月　　日　都防第　　号

※ 補助金交付決定（変更決定）通知書番号は、最新のものを記入してください。

２　変更内容

第９号様式（第 12 条第３項関係）

都 防 第　　号
年　月　日

（申請者）

様

横浜市長　　印

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業
補 助 金 交 付 変 更 決 定 通 知 書

年　月　日の変更申請については、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱第 12 条第３項の規定に基づき次のとおり交付の変更を決定しましたので、通知します。

１　補助対象建築物及び補助金交付予定額

建築物所在	横浜市　　区
建築物開口部不燃化等改修事業を行う開口部の位置、工法及び製品名	申請書に記載のとおり
補助金交付予定額	円
契約予定業者	

２　変更内容

３　条件

４　補助金の交付にあたっての注意

(1) 横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。

(2) この補助金交付決定を受けた年度の２月末日までに完了実績報告書（第 13 号様式）を提出すること。

(3) この補助金交付申請の内容を変更する場合には、要綱に従い、あらかじめ市長の変更決定を受けること。

(4) この補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、要綱第 19 条第１項の規定により、これに協力しなければならない。

第 10 号様式（第 12 条第５項関係）

都 防 第　　号
年　月　日

（申請者）

様

横浜市長　　印

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業
補 助 金 変 更 不 交 付 決 定 通 知 書

年　月　日の変更申請については、次の理由により、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱第 12 条第５項の規定に基づき不交付を決定しましたので、通知します。

建築物所在	横浜市　　区
建築物開口部不燃化等改修事業を行う開口部の位置、工法及び製品名	申請書に記載のとおり
不交付決定をした理由	

第 11 号様式（第 13 条第 1 項関係）

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業
補 助 金 交 付 申 請 取 下 げ 届

年　　月　　日

（申請先）
横　浜　市　長

〒
申請者　　住　所

ふりがな
氏　名
電　話

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱の規定により申請しました補助金交付申請を取り下げますので、同要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

建築物	建築物所在	横浜市　　区
	所有者	
補助金交付申請日		年　　月　　日
取下げの理由		

第 12 号様式（第 13 条第２項関係）

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業
補 助 金 交 付 申 請 取 止 め 届

年　　月　　日

（申請先）
横　浜　市　長

〒
申請者　　住　所

ふりがな
氏　名
電　話

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱の規定により申請しました補助金交付申請を取り止めますので、同要綱第 13 条第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

１　補助金の申請を行った建築物及び取止めの理由

建築物	建築物所在	横浜市　　区
	所有者	
補助金交付決定(変更決定）通知書番号		年　月　日　都防第　　号
取止めの理由		

※ 補助金交付決定（変更決定）通知書番号は、最新のものを記入してください。

２　添付書類

次に掲げる通知書のうち、交付を受けたもの（原本）

(1) 横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付決定通知書（第６号様式）

(2) 横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付変更決定通知書（第９号様式）

第 13 号様式　第 1 面（第 14 条第 1 項関係）

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業
完　了　実　績　報　告　書

年　　月　　日

（申請先）
横　浜　市　長

〒
申請者　　住　所

ふりがな
氏　名
電　話

補助金交付決定又は補助金交付変更決定を受けた次の建築物開口部不燃化等改修事業について、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、必要書類を添えて、実績を報告します。

添付書類

（1）契約書等（写し）
（2）領収書等（写し）
（3）施工証明書 〔第 14 号様式（工事場所、工法及び開口部の製品名を示した建築物の平面図及び立面図を含む。）〕
（4）工事完了が確認できる写真
（5）その他市長が必要と認める書類

第 13 号様式　第２面（第 14 条第１項関係）

１　補助金交付決定を受けた建築物等

建築物	建 築 物 所 在	横浜市　　区
	所　有　者	
建築物開口部不燃化等改修事業を行う開口部の位置、工法及び製品名		申請書に記載のとおり
補助金交付決定（変更決定）通知書番号		年　月　日　都防第　　号

※ 補助金交付決定（変更決定）通知書番号は、最新のものを記入してください。

２　建築物開口部不燃化等改修事業に要する費用及び補助金決定額

区分		金額
①	開口部不燃化等改修費用 ※１	円
②	補助対象額 ① × 補助率　※２・※３・※４	円
③	過去の建築物開口部不燃化等改修事業の補助金額の合計額	円
④	補助金上限額 1,000,000 円 － ③	円
⑤	補助金申請額　※５	円

※１　２人以上の事業者から徴収した見積書のうち、最も安価な見積書の金額
※２　補助率　重点対策地域：3/4、その他の補助対象地区：1/2
※３　千円未満切り捨て
※４　申請者が中小企業者等の場合は、消費税相当額は、補助対象額に含めない。
※５　②と④のうち低い方の額

３　建築物開口部不燃化等改修事業の完了日

完了年月日	年　月　日

第 14 号様式（第 14 条第 1 項関係）

施工証明書

年　　月　　日

（申請先）
横　浜　市　長

〒
証明者（請負者）　住　所
法人名
代表者　氏　名　　印
電　話

次の建築物について、別添する工事場所、工法及び開口部の製品名を示した建築物の平面図及び立面図のとおりに横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱第２条第２号に規定する建築物開口部不燃化等改修事業に係る工事を施工し、完成したことを証明します。

なお、防火設備については、建築基準法における国土交通大臣が定める構造方法又は国土交通大臣による認定仕様のとおり施工し、完成したことを併せて証明します。

建築物	所在	横浜市　　区
	工事内容	別添のとおり
契約件名		
発注者		
契約額		円

（添付書類）

1　工事場所、工法及び開口部の製品名を示した建築物の平面図及び立面図
2　施工予定の製品の形状、規格、性能等が分かる書類
3　新設した防火設備が国土交通大臣による認定の場合は認定証の写し

第 15 号様式（第 14 条第３項関係）

都 防 第　　号
年　月　日

（申請者）

様

横浜市長　　印

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業
補 助 金 額 確 定 通 知 書

年　月　日都防第　　号で交付を決定した次の建築物の建築物開口部不燃化等改修事業に要する費用に係る補助金の額を、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱第 14 条第３項の規定に基づき次のとおり確定しましたので、通知します。

１　補助対象及び確定補助金額

建築物所在	横浜市　　区
建築物開口部不燃化等改修事業を行う開口部の位置、工法及び製品名	申請書に記載のとおり
確定補助金額	円 （再度、補助金の交付を受ける場合の上限額　　円）

２　条件

３　補助金の請求及び補助金交付後の処理等

(1) この通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金交付請求書（第 16 号様式）を市長に提出し、補助金の請求を行うこととする（交付は口座振替による。）。

(2) 申請者は交付される補助金を交付の目的以外に使用してはならない。当該補助金が目的外に使用された場合は、市長は、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業要綱補助金交付要綱第 11 条第１項に規定する補助金交付決定及び同要綱第 12 条第３項に規定する補助金交付変更決定の全部又は一部を取り消し、当該補助金を交付した者に補助金の返還を求めることがあります。

第 16 号様式（第 15 条第２項関係）

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業
補　助　金　交　付　請　求　書

年　　月　　日

（申請先）
横　浜　市　長

〒
申請者　　住　所

ふりがな
氏　名
電　話

補助金額確定通知を受けた建築物開口部不燃化等改修事業に要する費用に係る補助金を、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱第 15 条第２項の規定に基づき、次のとおり請求します。

補助金交付決定（変更決定）通知書番号	年　　月　　日　都防第　　号
補助金額確定通知書番号	年　　月　　日　都防第　　号

※ 補助金交付決定（変更決定）通知書番号は、最新のものを記入してください。

請求金額		千	百	十	万	千	百	十	円
							0	0	0
振込先	金融機関名							銀　行 信用金庫	
								支　店	
	預金種目	□　普通　　□　当座　（該当する項目にチェック）							
	口座番号								
	フリガナ								
	口座名義人								

（添付書類）
・補助金交付決定兼補助金額確定通知書（写し）
・口座番号が確認できる書類（通帳のコピーなど）

※ 補助金請求額の金額の頭に￥をつけてください。
※ 該当する「銀行」又は「信用金庫」の欄を○で囲ってください。

第 17 号様式（第 16 条第１項及び第２項、第 17 条関係）

都 防 第　　号
年　月　日

（申請者）

様

横浜市長　　印

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業
補助金交付決定取消通知及び返還請求書

次の建築物の建築物開口部不燃化等改修事業に要する費用に係る補助金交付決定について、建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱第 16 条第１項の規定に基づき、次のとおり取り消しましたので、同条第２項の規定により通知します。

また、当該取消しに係る補助金を既に交付している場合は、同要綱第 17 条の規定により、その返還を請求します。

<table>
<tr><td rowspan="2">建築物</td><td>建築物所在</td><td colspan="2">横浜市　　区</td></tr>
<tr><td>所有者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>建築物開口部不燃化等改修事業を行う開口部の位置、工法及び製品名</td><td colspan="3">申請書に記載のとおり</td></tr>
<tr><td>補助金交付決定（変更決定）通知書番号（※）</td><td colspan="3">年　月　日　都防第　　号</td></tr>
<tr><td>取消し年月日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td>取消し内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>取消し理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">交付した補助金の返還</td><td>返還の有無</td><td colspan="2">有　・　無</td></tr>
<tr><td>金額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>返還期限</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>内訳</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※ 補助金交付決定（変更決定）通知書番号は、最新のものを記入しています。